

カメヤマMay

亀山商工会議所

〒519-0124 亀山市東御幸町 39-8

TEL 0595-82-1331 FAX 0595-82-8987

<http://www.kameyama-cci.or.jp/ifm>

<http://www.kameyama-yeg.jp> 〈青年部〉

(関支所)

〒519-1111 亀山市関町新所 664

TEL 0595-96-0330 FAX 0595-96-2326

目次

- 1 道路懇談会・亀山のローソクホームページ開設について
- 2 青年部通信・女性部通信
- 3 景況調査・会員募集
- 4 小規模企業共済
- 5 部会・クレーム応対研修
生命共済・特商
相談所コーナー
亀山経営革新塾
- 6 会員紹介・新入所員紹介
日商検定・火災・自動車共済

道路懇談会を開催

去る8月8日(水)、亀山商工会館2階ホールで、道路懇談会を開催しました。当日は、国土交通省、三重県、亀山市の道路担当部署より13名が出席いただき、当商工会議所からは、正副会頭、委員長、部長等15名が参加しました。

主催者である岩佐会頭挨拶の後、国土交通省中部地方整備局道路部道路計画課田中課長より「道路を取り巻く最近の話題」について説明。その後、県、市より所轄の道路を取り巻く最近の話題や亀山地域と周辺の道路状況についてそれぞれ説明がなされました。引き続き行われた意見交換会では、国

道1号関バイパスと県道四日市関線の早期実現、国道306号線の渋滞緩和対策としての長明寺交差点の改良と306号線から1号線へのアクセス改善、市街地への交通誘導対策等について、参加者より活発な意見が出されました。今回の懇談会に先立ち、当商工会議所では、事前に亀山市の道路整備に係る勉強会を実施し、要望意見をまとめる等の準備を進めてきました。今後とも亀山地域と周辺の道路状況改善に向けて意見要望を進めてまいります。



「亀山のローソク」活用新事業スタート

本年度、当所では中小企業庁の地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの採択を受け、「亀山のローソク新特産品開発プロジェクト」をスタートしております。

この事業では、当地の地場産業のひとつであるローソクを活用した地域おこしを進める目的で、亀山らしいローソク製品開発に向けた試作やロー



ソクを活用した体験型観光などの調査事業を進めており、8月3日に開催された、第2回プロジェクトでは、亀山ならではの新しいローソクデザインの公募や、街並みでのローソクづくり体験の先進地視察等について協議を行いました。



公募内容につきましては、本誌折込の他、市広報やZTV等でご案内をさせていただきます。

また、本事業のFacebookを開設いたしましたので、是非ご覧ください。

FacebookURL
<http://www.facebook.com/candlekameyama>

亀山商い情報発信型ホームページ開設について (平成24年12月開設予定)

亀山商工会議所では、ブログで亀山市内情報や市内のお店情報発信サイトをスタートします。

同ホームページは市内事業者が、お客様に新商品や売り出しなどのタイムリーな情報をスピーディーに発信することで、より多くの方に店舗を知っていただくことが狙いです。また、フェイスブック・ツイッターなど、ソーシャルネットワーク(SNS)にも連動しており、コメント機能でお客様とのコミュニケーションもとれます。更新に関しても、パソコン・スマートフォン・タブレットや携帯などから簡単にアップが出来ます。

実施に先立ち、8月23日(木)、亀山商い情報発信型ホームページ説明会を開催したところ、65名の方に参加いただきました。

当日は、ブログ発信のポイントやトップページからの連動など、ニーズの変化に対応した地域の商い情報を一元化し、生活者や旅行者がより付加価値の高い情報が容易に受けられるなどの説明がありました。

この事業は、説明会に参加いただけなかった事業者の方も参加いただけます。



青年部通信

青年部7月例会報告

去る7月20日(金)亀山商工会館2階ホールにて渉外委員会担当で7月例会(公開例会)を開催いたしました。

今回の例会では世界の人口は70億人に達している中でユーザー登録数は9億人を突破し今もなお増え続けているFacebookについて講師ノブ横地氏をお招きして講演してもらいました。

全世界が注目しているFacebookも使用方法は複雑化しており、個人情報等の問題もあります。

今回のセミナーではそのような問題点を解決していき、既存ユーザーはさらに活用の幅を上げ以上にユーザー同士の交流を図り、新たな事業活動(集客など)の手法として活用を出来るように勉強を行いました。また、登録をしていない青年部メンバーに関しても人も新たな交流手段の一つとして、登録をする人もいました。



また、公開例会ということもあり、知識の共有・交流を目的として県下の青年部にも参加をしてみようと思いました。その結果、5単会32名も参加してもらい亀山YEG初の公開例会は無事に終わりました。

例会を担当した渉外委員会委員長の桜井健司さんは、「今回の講演を聞いて今後の経営活動や個々での交流活動の新たな一歩

に役だつて欲しいです」と述べました。

亀山市関宿納涼花火大会

去る8月18日(土)鈴鹿川河川敷にて第21回亀山市関宿納涼花火大会が開催されました。

当日、会場には打ち上げ開始前から市内外より約2万人の方々が来場し、最初の火花が打ち上がると同時に会場から大きな歓声があがり、亀山市最後の夏の風物詩を堪能していました。

今回は関小学校の子どもたちからイラスト花火を募集しその中から数点の花火を製作し、打ち上げを行いました。また、昨年引き続きメッセージ花火も行い普及を読み上げ、花火を夜空へと打ち上げました。

今年の花火も無事に終わり各関係者の方々には心よりお礼申し上げます。



【青年部】新入会員募集!

〜ニューリーダーとして

将来の亀山を創造しませんか!

亀山商工会議所青年部は、商工業の経営者、後継者として指導力、会話法などを学ぶための、様々な研修・講習会などを行い、個人の人格見識を高め、商工業全般の健全な発達を図るとともに、市内の若手経営者と異業種交流を図り、地域商工業の振興に寄与することを目的に活動しています。

「設立」平成3年3月22日「会員数」74名「入会資格」会員事業所の経営者・後継者などで、入会時満45歳未満の方「事業内容」①月例会・全会員の会議②委員会・会員は4委員会(渉外・研修・企画・総務)のいずれかに所属し、活動します。



【お問い合わせ先】

亀山商工会議所 青年部
TEL 82113331・9610330

女性部通信

●関宿納涼花火大会に参加

8月18日(土)、毎年恒例の亀山市関宿納涼花火大会へバザーを出店しました。販売する内容については、前年の売上の反省や会場に訪れるお客様のご意見をもとに検討を重ねて決定しています。

今年度は、おでん、きゅうちゃん棒、申カツ、みたらし、ペット茶、缶ビール、ジュースを販売しました。

販売に必要なものはすべて会員が分担して準備をしました。特に牛乳パックで作った水を大量に持ち寄ったり、暑い中でのおでん・申カツ・みたらしの準備は大変でしたが、皆さんの協力のおかげですべて完了できました。

当日は会員24名が参加し、暑さも負けず、女性部持ち前のパワーで、バザーを盛り上げることができました。



翌朝には会場の清掃活動に参加し、本年度のバザー出店を盛況のうちに終了しました。

●灯おどり&葛葉太鼓の練習をしています!

亀山商工会議所女性部は、平成26年に行われる亀山商工会議所女性部30周年式典に向けて、亀山市の伝統文化である『灯おどり』と『葛葉太鼓』の練習を行っております。

また、新しく出来た「亀山めぐり唄」(濱崎収氏作詞、原正美氏作曲)の踊りも、振り付けをされた深津俊子先生に教わりながら8月31日より練習を始めます。「亀山めぐり唄」は、亀山を紹介するのに絶好の曲で、県内の女性部の皆さんに是非見ていただきたいと考えております。

葛葉太鼓もほとんどの人が初めての経験でしたが、徐々に太鼓を叩く楽しさを覚え、皆、熱心に頑張つて練習を重ねております。特に踊りは、全員参加で、お客様をお迎えしたいと思います。まだ1回もいらしてない方もまだまだ日数の余裕があります。一緒に練習に参加して下さいよう、よろしくお願ひします。

《9月の練習日》

灯おどり

決まり次第、連絡させていただきます。

場所・市民協働センターみらい

葛葉太鼓

4日(火)・14日(金)・24日(月)

19時〜20時

18日(火) 19時〜21時

場所・青少年研修センター

亀山商工会議所地区企業の景況

(平成24年7月調査結果)

毎年1月・7月の年2回、企業の景況動向を県下12商工会議所合同で調査することにより、県内の同企業の景況を把握し、当所経営改善普及事業活動の参考とするために実施しています。

【調査対象】

当商工会議所会員企業の中から抽出した企業580社に対し回答は148社、回答率は25・5%。

【業種】

- * 製造業 24・3%
- * 建設業 12・8%
- * 卸売業 5・4%
- * 小売業 21・6%
- * 飲食業 3・5%
- * サービス業 25・0%
- * 交通運輸業 2・7%
- * その他 4・7%

【現状】

全体では、「良い・やや良い」が12・0% (前年同期8・4%)、「やや悪い・悪い」が53・0% (前年同期58・9%)となり、DI値は△41・0で、前年同期△50・5より9・5ポイント、前期△63・2と比べて22・2ポイントと好転しているという結果となった。

【今後の見通し】

全体では、「良い・やや良い」が12・0% (前年同期6・6%)、「やや悪い・悪い」が49・5% (前年同期58・8%)となり、DI値は△37・5で、前年同期△52・3より14・8ポイント好転しており、前期△

51・3%と比べても、13・8ポイント好転している。だが、業種別で見ると、前期と比べ建設業に悪化の傾向が見られる。

【経営上困っている問題点】

全体で見ると図のとおり、1位「売上・受注の停滞減少」61・5% (前年同期53・3%)、2位「競争激化」27・4% (前年同期29・9%)、3位は今期「製品・商品単価の下落」20・5%、前年同期「設備店舗の狭小老朽化」15・9%となっている。

前期と比べると「設備店舗の狭小老朽化」と「原材料高及び不足」の回答が多くなってきた。

《図-1》

	今期	前年同期
第1位	売上・受注の停滞減少 (61.5%)	売上・受注の停滞減少 (53.3%)
第2位	競争激化 (27.4%)	競争激化 (29.9%)
第3位	製品・商品単価の下落 (20.5%)	設備店舗の狭小老朽化 (15.9%)

※DI値とは：

景況動向を示す指標で調査時点における企業の経済行動(強気か弱気など)を知るものであり、景況動向を判断する資料として広く使用されている。特に言及のない限り「増加」「好転」したとする企業割合から、「減少」「悪化」したとする企業割合を差し引いた値である。

小規模企業共済

【加入条件】・常時使用する従業員が20人以下(商業サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員

・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

【毎月の掛金】・月額10000円(70000円の範囲内(50000円単位)で自由に選べます。加入後も月額の増額・減額ができ、払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます

【共済金の受取事由】・個人事業の廃止、死亡、事業承継、会社等の解散、役員退任、個人事業の廃業に伴う退任、老齢給付等

※老齢給付とは65歳以上で且つ180カ月(15年)以上納付している方

注1 受取事由により受取金額が異なります
【掛金のメリット】・掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として課税対象所得から控除でき、節税効果があります。

会員入会紹介運動を実施しています

亀山商工会議所では、地域課題の解決や中小・小規模事業者育成のため、金融・税務・労務等の基礎的支援や情報化、地域資源活用、商工業振興等、地域に根ざした諸事業を展開しています。

会員の皆様のお知り合いで、まだご入会をいただいていない方がみえましたら、是非ご紹介ください。

安心の材料をご提供します。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

経営セーフティ共済

【経営セーフティ共済】は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

- 回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)
- 当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。★掛金は損金(必要経費)に算入できます。

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

- 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。
- 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。(図は掛金月額3万円の場合)

共済制度の詳細な内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度のお申し込みは

亀山商工会議所

〒519-0124

三重県亀山市東御幸町39-8

TEL. 0595-82-1331

FAX. 0595-82-8987

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

- ① 共済金の貸付限度額：3,200万円 → 8,000万円
- ② 掛金の積立上限額：3,200万円 → 8,000万円
- ③ 掛金月額の上限額：8万円 → 2,0万円

平成23年10月から改正!

- ④ 共済金の償還期間：貸付額に応じて5~7年
- ⑤ 早期償還手当金の創設

※詳しくは下記連絡先まで

小規模企業共済制度

個人事業主の「共同経営者」も加入できます!

共同経営者とは個人事業の経営に携わる方で配偶者・後継者・親族以外の方も加入可能です。一事業主につき「2名」まで。

共同経営者の加入イメージ



加入できない(過去) 2名まで加入できる(現在)

※詳しくは下記連絡先まで

商業・観光サービス部会視察見学会

昨年度、商業・観光サービス部会では、地元亀山市について今一度学び、日頃の接客や商談に役立てていただく目的で、関宿街なみ・シャープ(株)亀山工場の視察見学会を開催いたしましたところ、参加者の皆様に大変好評をいただきました。

そこで、今年度は、その第2弾として坂本棚田・能褒野神社・亀山茶農業協)等を巡る見学会を左記の通り開催します。

参加ご希望の方は、
当所(TEL 82-11331)
までお申し込み下さい。

日時

9月27日(木)
午前10時30分～
午後3時30分(予定)



*昼食付

*詳細は申込者にご連絡します。

特定小売業者

法定台帳作成について

亀山商工会議所では、市内小売業者の総合的な改善発展を図るため、商工会議所法に基づき各種事業を行っております。

法定台帳は、地区内の小売業者の状況を的確に把握する目的で特定小売業者の規模や事業の内容等を調査し、商工会議所の事業実施のための調査資料として有効適切な運用を行って

クレーム対応研修会を開催します

～お客様づくりにつながる

クレーム対応術を学びませんか？
クレームは対応を誤るとお客様とトラブルになるだけでなく、会社の信頼性も損なわれ、大きなダメージを受けることとなります。

お客様の要望を満たす実践的なクレーム対応術をマスターしませんか。クレームが来ても適切な対応でお客様との信頼関係を築くことができれば、リピーターとなつていただける可能性も高まります。クレーム対応でお困りの方や、窓口・電話対応担当の方等、是非この機会にご参加ください。

開催日時 平成24年10月11日(木)

午後1時～午後5時

開催場所 亀山商工会館2階ホール

講師 Education TEN 藤原天子氏

同封のチラシにて申し込みをお願いします。

おります。

現在、対象事業所に「特定小売業者法定台帳作成についてのお願ひ」を送らせていただいております。

なお、法定台帳に関する負担金につきましては、後日改めてお願ひをさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

※特定小売業者とは：地区内において毎年4月1日まで6ヶ月以上引き続き営業所等を有する小売業者のうち一定の条件に該当した方(詳細はお問い合わせください)

共済制度キャンペーン

ご協力ありがとうございます

本年5月・6月のキャンペーンは、多くの事業所のご協力をいただき、生命共済部門で目標達成、福祉制度部門グループ別では全国5位という結果を残すことができました。ご協力ありがとうございました。

生命共済制度の異動はありませんか

生命共済制度は、入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険と当商工会議所独自の給付制度を会員の皆様にご利用いただくものです。

本制度にご加入の事業所で、新規雇用や退職などに伴う異動や加入者氏名の変更・事業所の住所変更・代表者変更等が発生した場合はご連絡いただければ、担当者が手続きに伺います。

その他、加入状況等の確認・給付の請求についても、商工会議所かアクサ生命までお気軽にお問い合わせください。

《連絡先》 亀山商工会議所

TEL 82-11331

アクサ生命保険(株)亀山分室

TEL 83-4016

登録内容に変更が生じた場合、

当所へご連絡をお願いします！

会社名、代表者名、住所などが変更になった場合、当所までご一報いただくか当所ホームページに掲載している「会員基本項目変更届」に必要事項をご記入の上、ファックスまたは郵送でお送りください。

アクサ生命
redefining / standards

保険を「再定義」する
アクサの医療保険シリーズ

<p>アクサの一生保障の医療保険 プライム1</p>	<p>アクサの一生保障の医療保険 プライム2</p>	<p>新登場 先進医療 まるごとサポート</p>
<p>新登場 アクサの一生保障の医療保険 OKメディカル</p>	<p>アクサの医療保障のがん保険</p>	<p>アクサのメディカルアシスタンスサービス</p>

世界NO.1の保険ブランド

※インターブランド社「BEST GLOBAL BRANDS 2011」より



redefining / standards

あしたも、そのさきの未来も、あなたに笑っていてほしいから。保険のご相談は、アクサ生命へ。

四日市支社 鈴鹿営業所 亀山分室 亀山市東御幸町39-8 TEL 0595-83-4016

AXA-B-120511-0239/9F7

鈴鹿税務署からのお知らせ

(1) 所得税の青色申告決算等説明会を

左記の日程で開催致します。

・開催日時 平成24年11月28日(水)

1回目 10時～12時

2回目 13時30分～15時30分

・会場

鈴鹿市ふれあいセンターふれあいホール

(鈴鹿市南玉垣町6600番地)

※同じ内容のため、どちらに出席していただくだけでも結構です。

・問合せ先

鈴鹿税務署 個人課税第1部門

記帳指導担当

TEL 059138210353

青色申告決算書の用紙に関しては所得

確定申告書の用紙と同封して送付致しますが、平成23年分の確定申告を電子申告(e-Tax)でされた方には所得税確

定申告書及び青色申告決算書の用紙は送付致しませんのでご注意ください。青色申告決算書の用紙が必要な方は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口又は説明会当日に会場でお受取下さい。

(2) 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

定申告書及び青色申告決算書の用紙は送付致しませんのでご注意ください。青色申告決算書の用紙が必要な方は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口又は説明会当日に会場でお受取下さい。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

県の「専門家派遣」について

当所では、※小規模企業の皆様が抱える専門的な経営課題解決の為、津商工会議所専門相談センターをキーステーションに専門家派遣事業を実施しています。同企業の多様な経営支援ニーズに対応し、最適な専門家が相談に応じます。

※小規模企業：常時使用する従業員数が商業・サービス業で5人以下(その他の業種で20人以下)の企業をいう。

◇支援対象企業(小規模企業)

◇支援項目

・経営支援

経営法務、税務・財務、労務、販売促進、店舗診断、IT、事業承継、その他経営全般等

・技術支援

工場診断、省エネ対策、ものづくり等

◇現在ご登録の専門家

司法書士・行政書士 岡村光洋氏

弁護士 楠井嘉行氏

司法書士・行政書士 鈴木尚文氏

経営コンサルタント 鈴木博氏

行政書士 橋本堅氏

*なお、同事業へのご登録をご検討頂ける各分野の専門家の会員の方は、当所までご連絡をお願い申し上げます。

◇利用可能回数

・原則、3回まで(無料)

◇国の「中小企業支援ネットワークアドバイザー派遣」について

当所では、新事業展開等をお考えの中小企業の皆様の高度な経営課題解決の為、中部経済産業局内の各支援機関のネットワーク強化事業に参画しております。

本制度では専門的な経営課題について、多様な具体的事例等に精通した専門アドバイザーが巡回して相談に応じ、問題解決の為のアドバイスをを行います。

◇支援対象企業(中小企業)

◇支援項目

・創業(事業承継を含む)

・経営革新計画(三重県の承認)

・地域資源活用・農商工連携等(国の認定)

・企業再生(経営改善計画の策定)

・海外展開

・ものづくり

◇アドバイザー

・松本圭史氏：新ビジネス(経営革新、新事業展開、経営戦略)、新商品開発、新サービスの提供、海外展開など

・井上哲志氏：食品分野、ものづくり等

◇利用可能回数

・原則、3回まで(無料)

◇なお、詳細のお問い合わせ、お申し込みは、当所中小企業相談所

(TEL 8211331)までお願いします。

「亀山経営革新塾(第1回目)」 売上回復オープンニングセミナーのご案内

昨年度に続き、市と共に右記事業の実施にあたり、オープンニングの第2部では阪神大震災からの企業再生を果たし、TV他、各種メディアにも取り上げられる県内の著名な経営者を講師に迎え、公開セミナーとして、下記の通り、開催致します。尚、詳細は同封のチラシをご覧ください。

日時 10月10日(水)18:30～21:00
場所 亀山商工会館

第1部 テーマ『なぜ経営革新なのか』

講師 (株)三重銀総研コンサルティング部長

主席コンサルタント 伊藤公昭氏

第2部 テーマ

『経営革新成功事例～体験談』

講師 万協製菓(株)代表取締役社長

松浦信男氏

松浦信男氏

「専門相談をお気軽に」ご利用下さい

会員紹介



東町商店街でお店を始めて早いもので13年目になります。

初めて商売をするという事で毎日ドキドキの連続でしたが、小さなお子様からお年寄りの方まで幅広いお客様が御来店され、日々楽しくお仕事をさせていただいております。

3年前にリニューアルし、現在は前の店舗よりもスペースが広くなつた事もあり、ケーキ・パン・焼菓子とも品数豊富にすることができました。

時が経つとともに地域の方とお話する機会が増え、いろんな会話が次

検定情報 日商検定のご案内

亀山商工会議所では、簿記検定と珠算・暗算検定を行っております。

【簿記検定】

実施日：平成24年11月18日(日)
 申込受付：9月28日(金)～10月19日(金)
 受験料：1級 7500円
 2級 4500円／3級 2500円

【珠算・暗算検定】

実施日：平成24年10月28日(日)
 申込受付：8月20日(月)～9月14日(金)
 受験料：お問い合わせ下さい。
 受験希望者は、受付期間中に、亀山商工会議所へお申し込み下さい。

【商工会議所検定ホームページ】

<http://www.kenteine.jp>

スケジュール

9月

1日(土) 県青年部連合会三重県連大会
 4日(火) 常議員会
 5日(水) 亀山のローソク活用プロジェクト先進地視察、県女性部連合会総会
 6日(木) 青年部正副監事会
 11日(火) 県連会頭会議[～9月12日(水)]、女性部役員会
 12日(水) 青年部役員会
 20日(木) 日商通常会員総会
 27日(木) 商業・観光サービス部会合同視察会

10月

5日(金) 女性部全国大会[～10月7日(日)]
 11日(木) クレーム応対研修会

への繋がりになるなあと実感しています。

今後も基本を守り独自の発想とアイデアを生かし、お客様に喜んでいただけるようなお店づくりをしていきたいと思っております。

(有)シヤトー



住所 亀山市東町1-7-16 (東町商店街)
 電話 0595-98-4336
 定休日 月曜日

新入所員紹介

中小企業相談所 記帳指導職員

金谷 浩幸



はじめまして、8月より中小企業相談所の記帳指導職員として入所しました金谷浩幸と

申します。この度縁あって、亀山商工会議所でお世話になることになりました。

最近ある本を読み終わりました、その本に「誰かのために何かをすることが大切である。」という一節があり、深い感銘を覚えました。その精神は当たり前のことでありながら忘れがちなものであります。

ですが、商工会議所という職場において常に自分自身の心に留めて置こうと思えます。

入所して約1月が経ち、まだ自分が亀山の皆様に何ができるか手探りの状態ですが、微力ながら精一杯頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

会議所会報への
 折込チラシ・広告掲載事業所を
 募集しています

亀山商工会議所の会報誌にあなたのお店の商品やサービス等の掲載チラシの折込や広告掲載をしませんか。

チラシ折込はA4・1枚1万円、広告は1回5000円(広報1/8ページ)です。詳細は、商工会議所までお問い合わせください。(当商工会議所ホームページにも掲載しています。)

あなたの企業を守る 安心のプラン

【火災共済】

万が一の火災等で建物や収容物について補償は万全ですか？今一度補償内容のお見直しをお勧めします。

◆総合火災共済

補償内容 ①火災②落雷③破裂・爆発
 ④風災・雪災⑤物体の落下・衝突⑦水ぬれ⑧盗難⑨水災

◆普通火災

補償内容 ①火災②落雷③破裂・爆発
 ④風災・雪災

◆普通火災Ⅱ

補償内容 ①火災②落雷③破裂・爆発
 【自動車事故費用共済】

・特色

- ①共済金はご契約者にお支払いします。
- ②お支払いは迅速です。
- ③運転者の年齢に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- ④事業者の場合は、掛金は全て損金処理ができます。
- ⑤任意保険に関係なくお支払いします。
- ⑥掛金払い込みの翌日の午前0時から補償。初回から口座振替できます。

【問い合わせ】

亀山商工会議所

TEL 0595-182-11331

三重県火災共済協同組合

三重県中小企業共済協同組合

TEL 059-353-10810